

議案第 86 号

筑西市総合福祉センター等における指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

記

1 公の施設

名 称	所 在 地
筑西市総合福祉センター	筑西市小林 355 番地
筑西市関城老人福祉センター	筑西市藤ヶ谷 733 番地 4
筑西市明野いきがいセンター	筑西市新井新田 48 番地 1
筑西市協和ふれあいセンター	筑西市久地楽 260 番地

2 指定管理者　名 称　社会福祉法人　筑西市社会福祉協議会

　　代表者　会長　落 合 聖 二

　　所在地　筑西市小林 355 番地

3 指定の期間　令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

令和 7 年 12 月 3 日提出

　　筑西市長　設 楽 詠美子

筑西市総合福祉センター等の指定管理業務に係る仮協定書

筑西市（以下「甲」という。）と指定管理候補者である社会福祉法人筑西市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、筑西市総合福祉センター等の指定管理業務に係る仮協定を次のとおり締結する。

（施設の名称）

第1条 この協定に定める施設は、次のとおりとする。

名 称	区 分	所在地
筑西市総合福祉センター等	筑西市総合福祉センター	筑西市小林355番地
	筑西市関城老人福祉センター	筑西市藤ヶ谷733番地4
	筑西市明野いきがいセンター	筑西市新井新田48番地1
	筑西市協和ふれあいセンター	筑西市久地楽260番地

（指定期間）

第2条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

（指定管理委託料の上限額）

第3条 甲が乙に支払う指定管理委託料の上限額は、5年間で282,583,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（基本協定の締結）

第4条 地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、乙を指定管理者に指定した後に甲乙両者の合意に基づき基本協定を締結する。

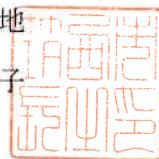
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年11月10日

（甲）

茨城県筑西市丙360番地

筑西市長 設 楽 詠美子



（乙）

茨城県筑西市小林355番地

社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会

会長 落 合 聖

